

お知らせ 名古屋港東水路における 「新たな港内交通管制」の試行運用について ～令和2年1月15日から 管制対象船の入出航の待機時間が削減されます～

名古屋港東水路の通航船舶の効率性向上を目的とし、当面の間、管制船と水路内において明らかに行き会わない場合で、港長が認めた管制対象船を「港長の指示を受けた船舶」とし、管制信号にかかわらず例外的に入出航を可能とする新たな運用を試行するものです。

【港長の指示を受けた船舶とは】 港則法施行規則別表4の規定に基づく

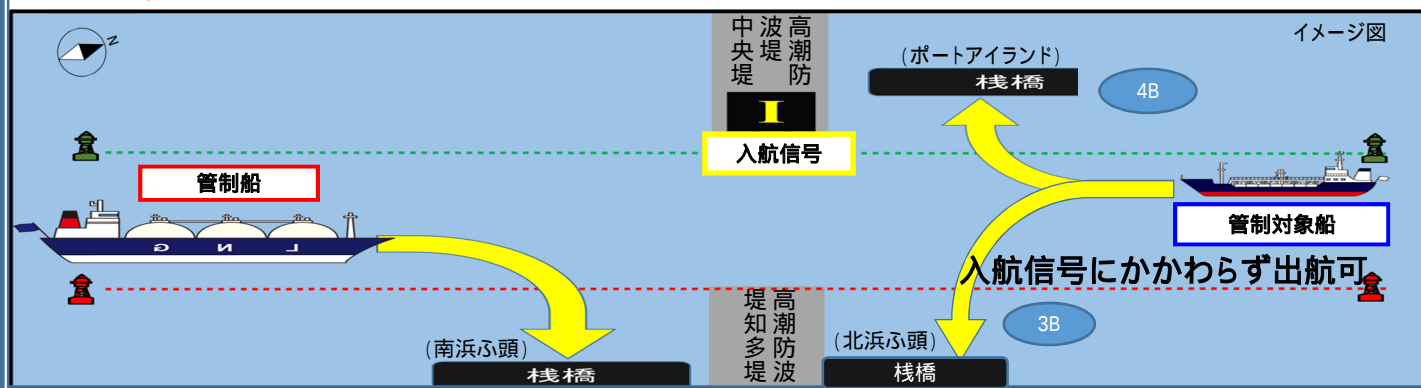
- 行き先の関係から行き会わない船舶（入航信号）
- 出発地の関係から行き会わない船舶（出航信号）
- 管制船が通過後、水路途中から入る船舶（入航・出航信号）
- 北水路からの管制船と金城交差部で行き会わずに水路途中から出る船舶（出航信号）
- 北水路等からの管制船が水路に入る前に水路から出る船舶（出航信号）

「港長の指示を受けた船舶」とされる条件は次のとおり。 船舶からの申請が必要です。

注意：条件を満たしていても安全を確認できない場合は、港長の判断で認めないことがあります

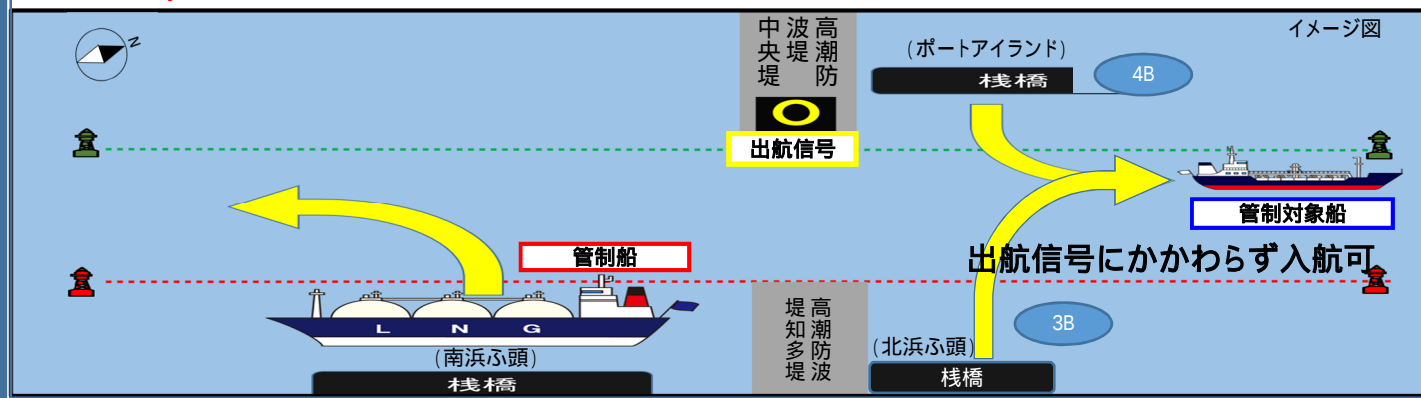
行き先の関係から行き会わない船舶(入航信号) 予告信号を含む。

- ア. 管制船の行き先が高潮防波堤より南側(南浜ふ頭)であること。
- イ. 管制対象船の行き先が高潮防波堤より北側(北浜ふ頭、ポートアイランド、又は錨地(3B、4B)であること。



出発地の関係から行き会わない船舶(出航信号) 予告信号を含む。

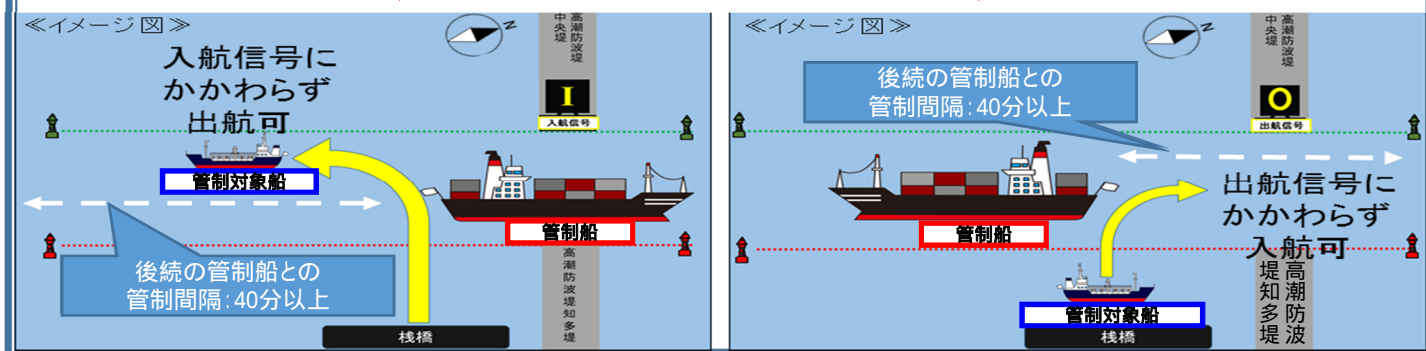
- ア. 管制船の出発地が高潮防波堤より南側(南浜ふ頭)であること。
- イ. 管制対象船の出発地が高潮防波堤より北側(北浜ふ頭、ポートアイランド、又は錨地(3B、4B)であること。



予告信号を含む。

ア、管制船が自船の前面を通過後、速やかに水路に入り、出入航できること。

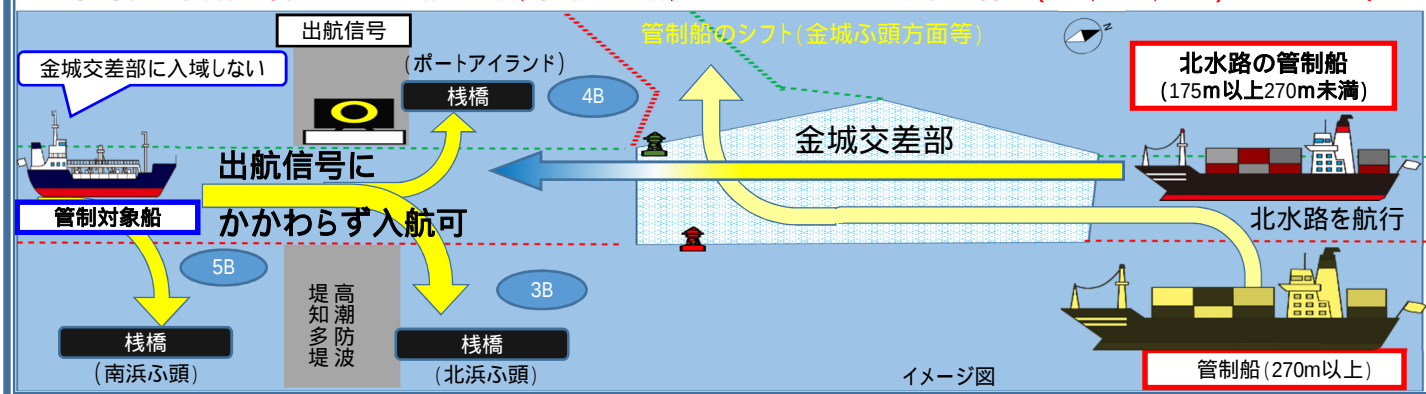
イ、管制船が後続する場合、その管制船との間隔が40分以上あること。



予告信号を含む

ア. 北水路の管制船であること。(全長175m以上270m未満) / 東水路の管制船(全長270m以上)の港内シフトの場合、その目的地が東水路に入らずにシフトする場合も本対象となる。

イ、管制対象船の行き先が北浜ふ頭、南浜ふ頭、ポートアイランド又は錨地(3B、4B、5B)であること。

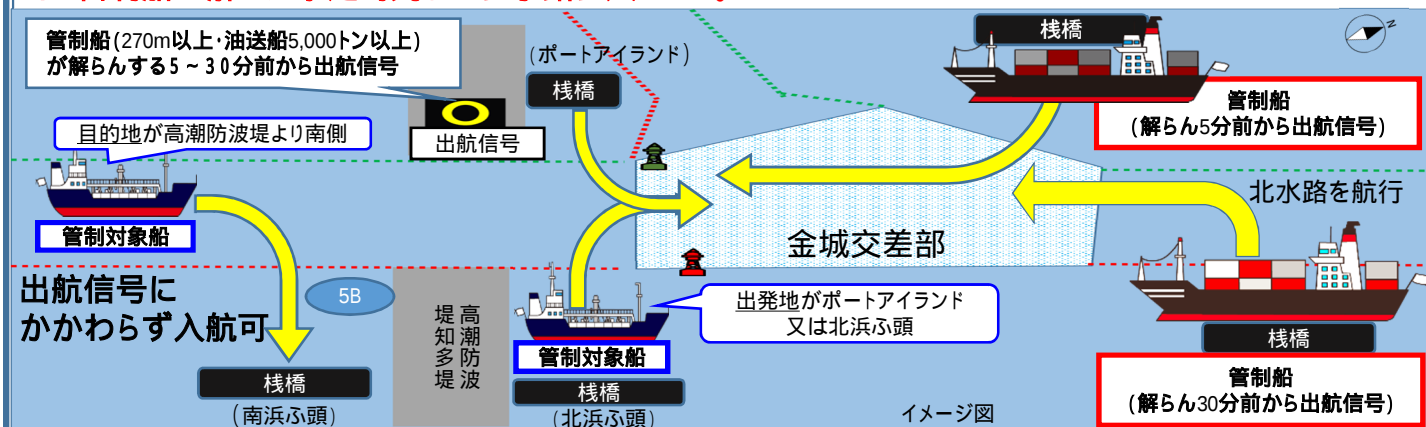


予告信号を含む。

ア. 管制対象船の行き先が高潮防波堤より南側(南浜ふ頭又は錨地(5B))であること。

或いは管制対象船の出発地がポートアイランド又は北浜ふ頭であること。

イ. 管制船の解らん予定時刻までに水路に入ること。



これらにより出入航を希望する管制対象船は、名古屋港海上交通センターへ申請が必要です。

【申請要領】・申請受付時間（24時間申請可能）

入航時：管制対象船の位置通報ライン通過時

出航時：管制対象船の解らん30分前及び解らん時

錨泊時：管制対象船の運航開始30分前

- ・申請事項／船名、呼出符号、行き先、入出港バース（又は錨地）、水路入航時刻

【注意事項】 安全運航のため必要に応じ関係船舶当事者間において船橋間通信をお願いします。



●お問い合わせ

名古屋港海上交通センター
名古屋海上保安部 航行安全課

電話: (052) - 398 - 0711 (代表)

電話：(052) - 661 - 1615 (代表)

